

デリバティブ取引における平均単価の導入に伴う 業務規程等の一部改正について

2015年2月17日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、本年3月16日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、デリバティブ取引において平均単価を導入すること等に伴い、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. デリバティブ取引に関する通知書への平均単価の利用等

- 取引参加者が、未決済勘定がある顧客に対して毎月送付する取引に関する通知書について、法令に基づき取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、当該通知書の約定値段に平均単価を用いることができるものとします。
- 顧客が特定投資家などである場合で、かつ、法令に基づき取引残高報告書の交付を要しない場合には、取引に関する通知書の送付を要しないものとします。

(備考)

- ・業務規程第55条第5項

- ・業務規程第55条第2項

2. デリバティブ取引に係る決済のために授受する金銭の計算等における平均単価の利用

- 顧客と取引参加者との間で、平均単価を用いる場合には、デリバティブ取引の決済のために授受する金銭の計算及び受入証拠金の総額の計算において、約定値段等に代わり、平均単価を用いることができるものとします。

- ・受託契約準則第14条の2第1項及び先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則第33条第3項等

3. その他

- その他、所要の改正を行うものとします。

III. 施行日

- 2015年3月16日から施行します。

以上